

# エコアクション21 環境活動レポート2015年度

大阪弁護士会本部

対象活動期間：平成27年4月1日～平成28年3月31日

作成日：平成28年5月24日

# 大阪弁護士会環境方針

## 1 基本理念

人類は、限りある資源を大量に使用し、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムによって、自然環境を破壊してきました。そのような中、かけがえのない地球環境を保全し、持続可能な社会を形成しようとする意識が強まり、今まさに、温室効果ガス排出量の削減などに代表される環境保全の活動が世界的な流れとして定着しつつあります。

大阪弁護士会は、これまで、悲惨な公害の根絶や自然環境の保全・再生に向けて、国や自治体等に対して様々な提言を行なうとともに、シンポジウムの開催などを通じて市民の皆様にも環境保全の重要性などを訴えてまいりました。当会は、今後とも、環境負荷の削減、環境保全のため、外部に対するこれらの活動を継続しますとともに、当会会員弁護士の執務や、当会の会務・会館の運営などにおいても、環境保全の活動に取り組むことを誓約し、ここに次の行動方針を策定します。

## 2 行動方針

- (1) 公害の根絶、豊かな環境保全・再生、持続可能な循環型社会の実現に向けて、国、自治体並びに社会に対し提言や働きかけを継続的に実施します。
- (2) 当会会員弁護士に対する環境保全、環境負荷削減に関する広報・啓発活動をおこない、会員弁護士の執務において環境保全などが実現されるよう取り組みます。
- (3) 環境保全、環境負荷削減のため、当会の会務運営と会館管理にあたり次の施策に取り組みます。
  - ① 水・電気の適正使用を意識し、無駄な消費の削減に継続的に取り組みます。
  - ② 廃棄物排出量を常に意識し、無駄な廃棄物が生じないように継続的に取り組みます。
  - ③ 紙使用量を常に意識し、その削減に向けて継続的に取り組みます。
  - ④ 環境関連法規・条例およびその他の法令を遵守します。
  - ⑤ 会館利用者の環境保全意識の向上を目指し、教育・啓発活動を行います。
  - ⑥ 業務上、必要な製品等を購入する際に、環境負荷が少ないものを優先的に購入します。

制定日：2009年（平成21年）9月28日

改定日：2014年（平成26年）4月1日

2015年（平成27年）4月1日

2016年（平成28年）4月1日

大阪弁護士会

会長 山口 健一

## 組織の概要

(1) 事業所名 大阪弁護士会

(2) 代表者名 会長 松葉 知幸(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(3) 所在地 大阪市北区西天満1丁目12番5号

(4) 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先(平成27年度担当)

環境管理責任者 副会長 土谷 喜輝 (Tel 06-6364-1225)

担当事務局 中川 亜紀 ( " )

(5) 大阪弁護士会の沿革など

明治13年5月大阪組合代言人という名称で組合を結成。同6月初代会長等選出。明治26年5月旧々弁護士法施行にともない大阪組合代言人を廃止し大阪地方裁判所所属弁護士会となりました。大正15年5月名称を大阪弁護士会と改称(旧々弁護士法時代)。昭和24年9月現行弁護士法が施行され、現在の大阪弁護士会となりました。大阪府下に事務所を設置する弁護士及び外国法事務弁護士は全員が当会に所属しています(強制加入団体)。

(6) 事業活動の内容

大阪弁護士会は、基本的人権の擁護と社会正義の実現のためさまざまな活動を行っています。市民への法的サービスを提供するための弁護士法の趣旨による調査研究活動、また弁護士の全般的なサポート活動に取り組んでいます。

(7) 規模(大阪弁護士会本部)(平成28年3月31日現在)

① 大阪弁護士会本部

会員数: 4,343名(外、弁護士法人139法人)

職員数: 101名

所在地: 大阪市北区西天満1丁目12番5号

建物: 地下2階 地上14階

延床面積: 17,005.29㎡

敷地面積: 5,078.06㎡

② なんば法律相談センター

職員数：2名

所在地：大阪府中央区難波4丁目4番1号 ヒューリック難波ビル4階

③ 堺法律相談センター

職員数：1名

所在地：堺市堺区南花田口町2丁3番20号 三共堺東ビル6階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

④ 岸和田法律相談センター

職員数：1名

所在地：岸和田市宮本町27番1号 泉州ビル2階

⑤ 谷町法律相談センター

職員数：1名

所在地：大阪府中央区谷町3丁目1番9号 MG大手前ビル5階

※ 日本司法支援センター大阪地方事務所と事務所を共有しており、エコアクション21の認証範囲外としている。

2 環境への負荷の自己チェックシート及び目標設定書

【会館のみ】

年度 期間	2008 2008.4～2009.3	2009 2009.4～2010.3	2010 2010.4～2011.3		2011 2011.4～2012.3		2012 2012.4～2013.3		2013 2013.4～2014.3		2014 2014.4～2015.3		2015 2015.4～2016.3		2016 2016.4～2017.3
項目	(基準年度)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)
会員数(人)	3,409 2009.3.31時点	3,591 2010.3.31時点	3,791 2011.3.31時点	3,726 2011.3.31時点	3,926 2012.3.31時点	3,866 2012.3.31時点	4,066 2013.3.31時点	4,017 2013.3.31時点	4,150 2014.3.31時点	4,144 2014.3.31時点	4,344 実績は2015.3.31時点	4,237 2015.3.31時点	4,437 実績は2016.3.31時点	4,343 2016.3.31時点	4,637 2016.3.31時点(予測)
水(m)	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	5,441	5,229	5,424	5,430	5,429	5,502	5,513	5,750
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.35	1.26	1.31	1.25	1.28	1.24	1.27	1.24
基準値に対する比率(%)	100%	105%	100%	99%	100%	94%	100%	90%	83%	87%	83%	85%	82%	84%	82%
ガス(m <sup>3</sup> )	22,356	3,254	22,356	1,536	25,755	876	26,673	2,063	1,245	309	1,086	238	266	919	278
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	0.51	0.30	0.07	0.25	0.06	0.06	0.21	0.06
基準値に対する比率(%)	100%	14%	100%	6%	100%	3%	100%	8%	5%	1%	4%	1%	1%	3%	1%
電気(KWH)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	1,895,205	1,838,450	1,871,268	1,911,360	1,842,332	1,943,406	1,733,070	2,031,006
※2	556	524	500	517	500	500	500	472	443	452	440	435	438	399	438
基準値に対する比率(%)	100%	94%	90%	93%	90%	90%	90%	85%	80%	81%	79%	78%	79%	72%	79%
CO2(kg-m <sup>3</sup> )	762,552	717,929	686,297	731,831	790,379	731,770	817,266	720,678	726,250	966,217	716,760	951,188	976,140	896,369	996,955
※2,3	224	200	201	196	201	189	201	179	175	233	165	224	220	206	215
基準値に対する比率(%)	100%	89%	90%	88%	90%	85%	90%	80%	78%	104%	74%	100%	98%	92%	96%
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	6,942,000	6,640,000	7,858,000	6,516,000	7,823,500	7,542,900	6,831,500	7,882,900
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,728	1,600	1,896	1,500	1,846	1,700	1,573	1,700
基準値に対する比率(%)	100%	79%	90%	78%	90%	75%	90%	79%	73%	86%	68%	84%	77%	72%	77%

- ※1 2015年度以降、会員数は200名ずつ増加することを想定。
- ※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等
- ※3 2014年度の二酸化炭素排出係数は右記のとおり。(電気使用量×0.516(kg-CO2/kWh)、ガス使用量×0.0509×45.0)
- ※4 CO2については2008年当時と排出係数が異なり、基準年度を下回ることが難しくなっている。

【会館にんば及び岸和田法律相談センターの数値を追加(2014年度分以降)】

- ・2015年1月18日付の更新登録よりんば及び岸和田法律相談センターを対象範囲に追加
- ・賃貸借契約の関係上、電気量のみ計上。コピー紙については、会館分一括計上。

年度 期間	2008 2008.4～2009.3	2009 2009.4～2010.3	2010 2010.4～2011.3		2011 2011.4～2012.3		2012 2012.4～2013.3		2013 2013.4～2014.3		2014 2014.4～2015.3		2015 2015.4～2016.3		2016 2016.4～2017.3
項目	(基準年度)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)	(実績)	(目標)
会員数(人)	3,409 2009.3.31時点	3,591 2010.3.31時点	3,791 2011.3.31時点	3,726 2011.3.31時点	3,926 2012.3.31時点	3,866 2012.3.31時点	4,066 2013.3.31時点	4,017 2013.3.31時点	4,150 2014.3.31時点	4,144 2014.3.31時点	4,344 実績は2015.3.31時点	4,237 2015.3.31時点	4,437 実績は2016.3.31時点	4,343 2016.3.31時点	4,637 2016.3.31時点(予測)
水(m)	5,161	5,395	5,724	5,570	5,928	5,475	6,140	5,441	5,229	5,424	5,430	5,429	5,502	5,513	5,750
※2	1.51	1.58	1.51	1.49	1.51	1.42	1.51	1.35	1.26	1.31	1.25	1.28	1.24	1.27	1.24
基準値に対する比率(%)	100%	105%	100%	99%	100%	94%	100%	90%	83%	87%	83%	85%	82%	84%	82%
ガス(m <sup>3</sup> )	22,356	3,254	22,356	1,536	25,755	876	26,673	2,063	1,245	309	1,086	238	266	919	278
※2	6.56	0.91	6.56	0.41	6.56	0.23	6.56	0.51	0.30	0.07	0.25	0.06	0.06	0.21	0.06
基準値に対する比率(%)	100%	14%	100%	6%	100%	3%	100%	8%	5%	1%	4%	1%	1%	3%	1%
電気(KWH)	1,894,598	1,881,402	1,705,138	1,927,874	1,963,735	1,931,080	2,033,000	1,895,205	1,838,450	1,871,268	1,911,360	1,856,251	1,943,406	1,746,539	2,031,006
※2	556	524	500	517	500	500	500	472	443	452	440	438	438	402	438
基準値に対する比率(%)	100%	94%	90%	93%	90%	90%	90%	85%	80%	81%	79%	79%	79%	72%	79%
CO2(kg-m <sup>3</sup> )	762,552	717,929	686,297	731,831	790,379	731,770	817,266	720,678	726,250	966,217	716,760	958,371	976,140	903,319	996,955
※2,3	224	200	201	196	201	189	201	179	175	233	165	226	220	208	215
基準値に対する比率(%)	100%	89%	90%	88%	90%	85%	90%	80%	78%	104%	74%	101%	98%	93%	96%
コピー紙(枚)	7,485,200	6,245,500	7,491,568	6,378,000	7,758,347	6,398,500	8,035,008	6,942,000	6,640,000	7,858,000	6,516,000	7,856,000	7,542,900	6,831,500	7,882,900
※2	2,196	1,739	1,976	1,712	1,976	1,655	1,976	1,728	1,600	1,896	1,500	1,854	1,700	1,573	1,700
基準値に対する比率(%)	100%	79%	90%	78%	90%	75%	90%	79%	73%	86%	68%	84%	77%	72%	77%

- ※1 2015年度以降、会員数は200名ずつ増加することを想定。
- ※2 各項目下段の数値は、会員一人当たりの使用量等
- ※3 2014年度の二酸化炭素排出係数は右記のとおり。(電気使用量×0.516(kg-CO2/kWh)、ガス使用量×0.0509×45.0)
- ※4 CO2については2008年当時と排出係数が異なり、基準年度を下回ることが難しくなっている。

(これまでの評価)

水について

会員1人あたりの使用量は前年及び基準年度を下回ることが見込まれる。  
 しかし、会員数、会館内の行事等が年々増加しているため、今後、生活排水の増加が見込まれる。  
 総量を減らす工夫が必要であるが、弁護士会の活動を活性化するとともに行事数等も増加するため、更に節水呼びかけたい。

ガスについて

2009年度以降、空調の稼働について、電気でもかまわなかった場合のみガスを使用することとなったため、大幅に使用量が減少している。  
 空調機器を効率的に使用し、更なるガス使用量の削減に努めたい。

電気について

2013度に、800kWから760kWへ契約電力を見直しを行い、1階吹き抜け部照明のLED化を行った。  
 契約電力の見直しについては、更なる削減は難しいと考えられる。  
 水と同じく会員数、会館内の行事等の増加により、増加する傾向にあるので、今後も工夫の検討が必要である。  
 2014年度にエコアクション21推進WTにてLEDライトの更なる普及を検討したが、費用の問題もあり、長期修繕計画に向けて提言する等、  
 今後の検討課題である。

#### 二酸化炭素について

原発稼働停止に伴う排出係数の計算値の変更により、基準年度からCO2排出量を下回ることが難しくなっている。  
引き続き、電気・ガス等の使用量の削減に努め、二酸化炭素の排出量の削減に努めたい。

#### コピー用紙購入枚数について

前年及び基準年度を下回ることが見込まれる。

今年度、常議員会におけるペーパーレス会議の試行を開始したが、次年度以降、更に促進したい。

#### ※グリーン購入の実績について

紙類	αエコカラーペーパー(大塚商会):FSCミックス SG(ゼロックス):グリーンマーク
文具類	ペン マーカー 修正テープ等

什器・備品類の購入は、総務部総合管理課が担当しております。

エコアクション21担当事務局も同課にあります。

引き続き、今後も全ての備品、消耗品についてグリーン購入を続けていきます。

## 環境活動計画の内容と評価

以下の基準によって評価しました。

- 5 : 達成
- 4 : ほぼ達成
- 3 : 運動をし、一定の効果を得ているが、十分に浸透していない
- 2 : 運動をしているがほとんど浸透していない
- 1 : 運動がほとんどできていない
- \* : 将来における対処のため現時点での評価は不能

### 1 対外的働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>公害環境問題に関する調査研究等をおこなう委員会などの組織体制を今後も設置する。</p> <p>上記は、定例に会議を開催し、毎年度、その活動を報告書として取りまとめる。</p>	<p>5 : 公害対策・環境保全委員会を設置している。毎月1回開催しており、当会の委員会活動として引続き継続する。</p> <p>また、環境問題などについてシンポジウム等を開催している。</p> <p>今年度は2015年7月25日に「再エネ特措法の動向と法律上の問題点」というテーマの研修会を行った（報告資料参照）。</p>	<p>引き続き、今後も委員会内で調査研究を行う。</p>

### 2 会員弁護士への働きかけ

活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
<p>会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減に資する情報を提供する。</p>	<p>4 : 会内の活動には取り組んでおり、月刊誌で定期的に活動情報を提供している。</p>	<p>「月刊大阪弁護士会」やHPにて広報を引続き行っていく。</p>



会員弁護士の執務及びその法律事務所の運営に関し、環境負荷の軽減をはかるための広報・啓発活動を行う。	3 : 同 上	”
---	---------	---

### 3 会務運営と会館管理における取り組み

電気使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
上1階、下2階への移動は、階段を利用	4 : 1階と地下1階への移動は、多くが階段を利用している。	引続き、館内放送等で呼びかけを続ける。
利用状況に応じてエレベーターとエスカレーター の運転を休止・制限する。 ・利用者が少ない時間帯はエレベーターの稼働数を減少する。 ・1、2階エスカレーターの稼働を講演会などの開始と終了時に限定する。	5 : エレベーターの稼働時間を以下のとおり定めている。 8:30 ~10:30 2機稼働 (3・4号機) 10:30~11:30 3機稼働 (2・3・4号機) 11:30~19:00 全機稼働 (1・2・3・4号機) 19:00~21:00 3機稼働 (1・2・3号機) 21:15 (1・2号機停止) 21:20 (3号機停止) 5 : エスカレーターは、講演等の開始時・閉会時の混雑時のみに稼働を限定している。	今年度、エレベーターの稼働について、21:00以降警備終了まで3機稼働を順次稼働停止することとした。今後本運用を継続する。
館内室温（夏27度、冬21度）を適切に保ち、過度の冷暖房を抑制	5 : 職員、会員にも浸透している。	引き続き取り組んでいく。
遮光カーテン（夏は下げ、冬は上げる）を活用して冷暖房の軽減をはかる。	5 : 防災センターにて集中的に管理。	”
電気機器の購入時には環境負荷の軽減も斟酌して新機器を選定する。	3 : 電気機器を購入する際には、消費電力量にも注視している。	カタログ等にはエコマークの商品が一目で分かるため、可能な限り環境負荷の少ない商品を購入していきたい。

ノー残業デーの遵守を励行する。	3：全職員にメールを配信し、周知している。	引き続き取り組んでいく。
電力使用量の安易な増加を防ぐため、会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	3：会議室を使用する際には、会議の参加人数に見合った収容人数の会議室を選ぶようにする。	会議室予約をする際の注意事項として、職員に対し、ルールを定めて、運用していく
館内照明のLED化	3：会議室フロアのLED化については、費用が高額になることから、会館の長期修繕の際などに提言していく。また、今年度は事務局内の照明の間引きを実行した。	今後の検討課題として引き続き取り組む。
契約電力の見直し	5：昨年末に契約電力の見直しを行った。(760kW→740kW)	引き続き、節電に取り組んでいく。

水使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
水の無駄な使用を抑制する。	3：特に一般市民の来館者には浸透していない。	会員数、来館者数増加に伴い、手洗いを利用する機会が増えるため、地道に広報を行っていく。

紙使用量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
会員に対しメールアドレスの登録を促し、登録者への連絡は電子メールを活用する。 ・委員会等の資料配付は、電子データを活用する。	4：各委員会にて、当会へのメールアドレスの登録の呼びかけを行う。	年度最初の各委員会の場において、広報を行い、新規入会した会員にも届出をお願いしている。 現在の登録者数は全会員の73%。
紙使用量を継続的に管理する。 ・紙購入量を継続的にカウントし、日常会務に紙使用量を意識する。	5：達成されている。 弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会において、電気・水道・ガスとともに購入量(使用量)を報告し、環境活動に関する啓発を行っている。	引き続き取り組んでいく。

<p>コピー、印刷方法を工夫し、紙使用量を抑制する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両面コピー、両面印刷、また用途に支障がない範囲で2アップコピーを励行する。</li> </ul>	<p>5：達成されている。</p>	<p>〃</p>
<p>FAX 送信の無駄をなくす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メールと FAX の重複送信を止める。</li> <li>・委員会開催通知を会員へ FAX 送信するときは、名簿を添付しない。</li> </ul>	<p>5：達成されている。</p>	<p>〃</p>
<p>反故紙の再利用。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再使用が可能な反故紙の回収箱を設け、反故紙を回収する。</li> </ul>	<p>3：可能な範囲で取り組んでいる（FAX受信用紙への再利用、メモ用紙への転用等）</p>	<p>〃</p>
<p>委員会配布資料の無駄を削減する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既配布の有無、閲覧での代替性、過度の部数にならないよう留意し、紙使用量が安易に増加させないよう意識する。</li> </ul>	<p>3：委員会の前には、委員の出欠を確認し、必要部数を用意するよう徹底している。</p>	<p>弁護士会で総会に次ぐ意思決定機関である常議員会においてのペーパーレス会議の試行を開始した。今後、対象者の拡大について更に推進する。また、ペーパーレス会議をする委員会も徐々に増加してきている。</p>
<p>全会員配布資料の絞り込み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・希望者への配布だけで足りないか、また、レターケースへの備置やホームページでのPDFファイル配布で足りないかなど。</li> </ul>	<p>3：全会員に必要でなければ、案内等を棚置きし、必要部数をとってもらうこととしている。会員名簿や定期総会報告書も発行部数を削減し、会則集については会員専用サイトに掲載し、印刷は行わないこととした。</p>	<p>当会マターではないが、日弁連レベルでインターネット上に会員向けのバーチャルレターケース（仮称）の構築が検討されている。</p>
<p>紙使用量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。</p>	<p>※当会の全体のテーマとして、引き続き検討を行う。</p>	

廃棄物量の削減等について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
製品の長期使用を励行する(その使用によって大きな環境負荷が生じるときを除く)。	4：ほぼ達成されている。	引き続き取り組んでいく。
カン、ビン、ペットボトルなどのゴミの分別を引き続き実施する。	5：達成されている。ペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。	〃
備品の購入にあたっては、リサイクルの可否、リサイクル効率も斟酌して購入品を選定する。	3：可能な限り選定できている	プリンターのトナーはリサイクルトナーを活用している。
再生紙の使用を引き続き実施する。	5：達成している	購入するコピー用紙は、従前どおり再生紙とする。
廃棄物量の安易な増加を防ぐため、引き続き会務の運営・会館の管理の見直しを続ける。	4：ほぼ達成している	引き続き、反故紙、裏紙の利用を行う。またペットボトルの蓋をエコキャップとして、別途回収している。
消耗品の購入にあたっては詰め替え可能なども斟酌して購入品を選定する。	4：ほぼ達成している	消耗品の発注は総合管理課が基本的に行なっているので、引き続き詰め替え可能な商品を選択するように取り組む。

会館利用者への広報について		
活動計画	目標達成状況を含む「活動計画取組結果」の評価	今後の取組内容
館内放送・館内掲示を活用して、環境負荷軽減への取り組みを広報する。	5：館内放送を実施中である。	引き続き取り組んでいく。
委員会等などによって環境負荷削減への取り組みを広報・啓発する。	3：更に意識を高めたい。	年度初めの第一回目の委員会等において、紙の消費節減についてお願いをしている。

4 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

1 適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	該当する活動	評価
環境基本法	ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害防止、自然環境の保全に必要な処置。製品の使用又は廃棄による環境への負荷の低減努力。	○
地球温暖化対策の推進に関する法律	温室効果ガス排出抑制努力義務	○
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	職員に対する環境保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な、環境保全の意欲の増進、または環境教育を行う。	○
循環型社会形成推進基本法	製品が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講じる義務	○
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	分別排出の努力義務	○
特定家庭用機器再商品化法	特定家庭用機器をなるべく長期間使用する。	○
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	環境物品等を選択するよう努める。	○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例)	事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するよう努める。	○
フロン排出抑制法	エアコンの簡易点検	○
資源の有効な利用の促進に関する法律	事業活動に伴い、原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努める。	○
下水道法	排水設備の設置義務。	○
大阪府環境基本条例	事業活動を行なうにあたり、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。	○
大阪府自然環境保全条例	事業活動を行うにあたり、自然環境の保全に資するため必要な措置を講ずる。	○
大阪府生活環境の保全等に関する条例	環境負荷低減義務	○
大阪府循環型社会形成推進条例	事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等となることを抑制するために必要な措置を講ずる。	○

大阪府温暖化の防止等に関する条例	事業活動を行うに際しては、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化並びに建築物の環境配慮のため、エネルギーの使用の抑制に資する行動、環境に配慮した資材、機器等の利用その他必要な措置を講ずる。	○
------------------	---	---

2 違反、訴訟等

環境関連法規等の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした。

なお、関係当局よりの違反等の指摘及び訴訟等は、過去3年間ございません。

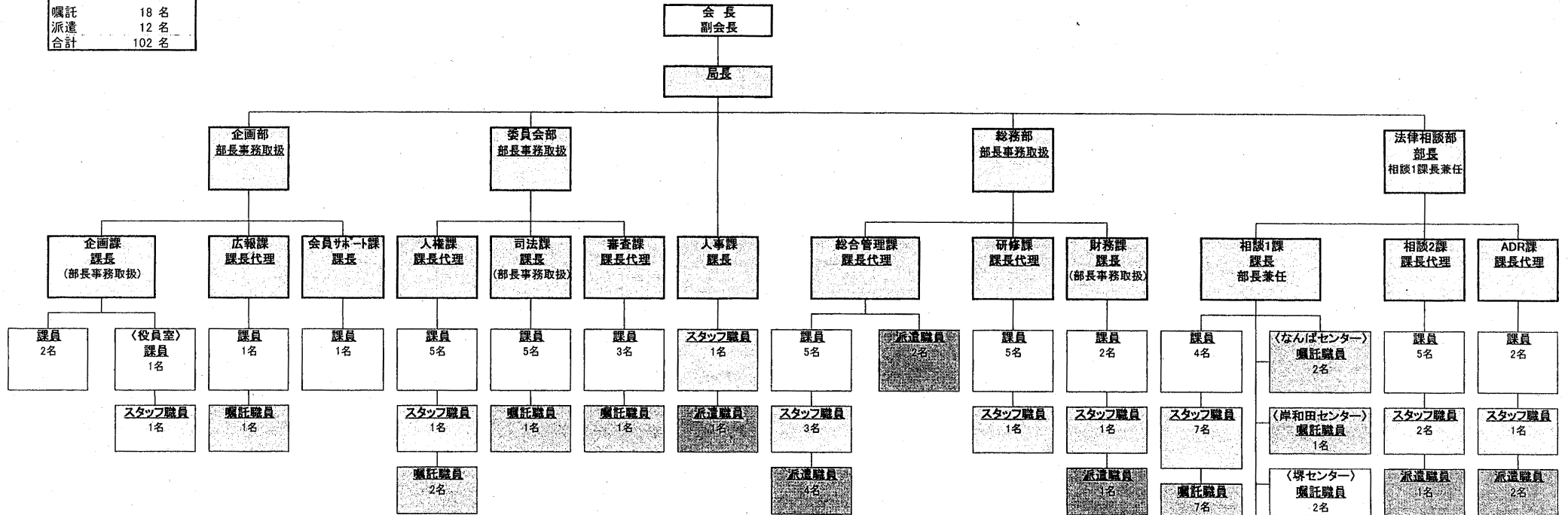
以上

【組織図】事務局業務分担・人員配置図(平成28年3月31日現在)

※対象者数は、102名になります。※色抜きの箇所が、登録対象外となっております。(堺、谷町法律相談センター各1名)

総合職	54名
スタッフ	18名
嘱託	18名
派遣	12名
合計	102名

事務局業務分担・人員配置図(平成28年3月31日現在)



役割について	
会長(代表者)	環境経営に関する統括責任、 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 環境目標・環境活動計画書を承認
副会長(環境管理責任者)	環境経営システムの構築、実施、管理、環境目標・環境活動計画を確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 環境活動レポートの確認
事務局 (事務局・ 総務部総合管理課)	環境管理責任者の補佐、EA21推進ワーキングチーム事務局 環境方針の周知、教育訓練 環境活動計画の実施及び状況確認 環境活動の実績集計 環境関連の外部コミュニケーションの窓口 環境活動レポートの作成(事務所に備付けと地域事務局への送付)
内部監査	事務局4部(企画部・委員会部・総務部・法律相談部)が相互にチェック

※堺法律相談センター及び谷町法律相談センターは  
エコアクション21の認証範囲外  
(日本司法支援センター大阪地方事務所と共同運営)

## 代表者による見直し手順書

実施時期	エコアクション21推進ワーキング・チーム（不定期開催）
出席者	エコアクション21推進ワーキング・チーム委員
実施手順	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、見直し日時と場所を確保し、代表者へ連絡する。</li> <li>2. 担当副会長、事務局長が見直し資料の説明を行う。</li> <li>3. 担当副会長は、方針、目的、環境経営システム等改定の必要性をチェックする。</li> <li>4. エコアクション21推進ワーキング・チーム事務局は、代表者の指摘、意見等を記録する。</li> <li>5. 代表者の最終確認を得る。</li> <li>6. 事務局長は、見直し完了後速やかに各課に周知徹底する。</li> </ol> <p>※ 必要があれば、メーリングリストを利用して、検討することができる。</p>
備考	引き続き同ワーキング・チームにてエコアクション21の活動に取り組んでいく。

### <代表者による評価と見直し>

平成25年度、26年度においては、紙（コピー紙）の購入についてシンポジウム等の会事業を多数開催したことに伴い、基準年度を上回る数値となった。平成27年度も同傾向は継続している。会活動の活性化に伴うシンポジウム等が多数開催されることにより、紙（コピー紙）の使用はやむを得ないところもあり、資料の電子化を今後も推進していくが、それ以外の分野における節減も併せて努めたい。

その他、電気・水・ガスの消費量については、以下のとおりの取り組みを行っている。

今後も引き続き、エコアクション21の活動をスムーズに行うため、理事者（会長・副会長）直轄のエコアクション21推進ワーキング・チームのもとに取り組んでいくこととする。

#### ① 電気

契約電力を平成28年1月から760kWhから740kWhに変更している。

平成26年度において一般会議室のLED化についても見当を行ったが、費用が高額となることから大規模修繕時に実施することについて等、提言を行うことを引き続き検討していく。



② 水

水消費量の多くをトイレに使用しているため、来館者数により増減する傾向にあるが、引き続き節水等の施策を検討する。

③ ガス

夏・冬の空調の使用の際に、ガスを電力の補完エネルギーとして使用しているが、今年度は設備機器の劣化により、昨年度よりガスの使用が防火した。引き続き、電力と合わせてバランスよく使用し、効率的な利用を検討する。

④ 紙

ペーパーレス会議の導入など紙（コピー紙）の節減に努める。

昨年度より総会に次ぐ意思決定機関である常議員会（毎月2回開催）において希望者を募り、ペーパーレスによる会議運営を実行している。役員会議においては、全副会長がペーパーレスを実行している。

また、会務報告書（平成26年度800部印刷）は、印刷部数を400部とし半数の削減を実行した。会則集も今後は冊子化を控える予定である。

⑤ その他

公害対策・環境保全委員会において夏期研修会として「再エネ特措法の動向と法律上の問題点」と題する勉強会を行った。

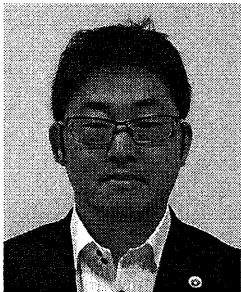
各事務局において、照明の間引きを実行した。

以上

## 公害対策・環境保全委員会

再エネ特措法の動向と  
法律上の問題点

夏期研修会実行委員会 委員 森 崇志 (兵庫県)



1 2015年の近畿連公害対策・環境保全委員会による夏期研修会は、「再エネ特措法の動向と法律上の問題点」というテーマで、7月25日に京都弁護士会館内において行われた。本研修会は、2012

年の近畿弁護士会連合会人権擁護大会のテーマであった「自然エネルギーで創る新しい社会～原発から再生可能エネルギーへ～」の続編ともいえるもので、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再エネ特措法」という）の施行後の実施状況及び改正の内容について確認しつつ、今後再生可能エネルギーを普及させていく上での問題点を検討しようと意図したものであった。

2 当日の進行は、まず、実行委員会委員から事前に作成した夏期研報告書に基づいて報告がなされた。

細川良造委員（大阪）からは、2015年6月1日に経済産業省が決定したエネルギーミックスの問題点と、エネルギーミックスが再エネ特措法及び再生可能エネルギーの普及に与える影響について報告がなされた。齊藤優摩委員（大阪）からは、講師のご講演に先立ち、再エネ特措法の条文の構造等について説明がなされた。杉田峻介委員（大阪）からは再生可能エネルギーの中でも導入が進んでいる太陽光発電の導入状況と、農地法との関係や光害問題など太陽光発電に関する課題が報告され

た。谷次郎委員（大阪）からは、現地調査先であった高知県大月町のウィンドファーム（風力発電）や高知県高知市土佐山地区の小水力発電の視察結果などの発表がなされ、地域住民への説明会が約5年にわたって約30回行われたことなど、現場で直面した課題などについての報告がなされた。

3 続いて、講師の先生にご講演をいただくこととなり、今回の夏期研には、元富士通総研主任研究員で、経済産業省総合資源エネルギー調査会電力システム改革専門委員会委員などを歴任され、「電力自由化 発送電分離から始まる日本の再生」なども執筆された高橋洋教授（現在は都留文科大学文学部社会学科教授）と、東京で弁護士としてご活躍されると共に、公益財団法人自然エネルギー財団上級研究員にも就かれている江口智子弁護士（東京駿河台法律事務所所属）をお招きして、再エネ特措法を取り巻く現状と課題について、様々な視点からご講演いただいた。

4 高橋洋教授からは、再生可能エネルギーの普及を目指すのであれば、欧州の固定価格買取制度のような高い事業性と確実な買取が見込める制度を目指すべきであるのに、日本の制度では無補償・無制限の出力抑制が認められてしまうなど再生可能エネルギーの普及を阻害するような運用がされていること、また、ベースロード電源という欧州では見直されつつある概念を持ちだして政府の政策として原子力発電の継続的な稼働を目論んでおり、その結果、再生可能エネルギーの普及が阻害されようとしている実態についてご講演いただいた。

5 江口智子弁護士からは、九州電力の接続留保問題をきっかけに出力抑制のルールが変更されたが、再エネ特措法は原則電気事業者に接続義務が課せられており、例外的に接続が拒めるという規定であるにもかかわらず、告示で原則と例外を逆転させようとしている点は違法の疑いがあること、出力抑制の運用においてもバンキング・ボローイングなど再エネ特措法の趣旨に反する運用が法改正に拠らずなされようとしていること、出力抑制した場合の説明義務・公表義務も十分になされていないことなど、再エネ特措法が骨抜きにされようとしている現状についてご講演いただいた。また、再生可能エネルギーの普及については、地域に根ざした新事業は支援する制度が設けられていることや、新事業を実行していく上で直面する多様な主体との交渉・合意形成の場面で弁護士が役立てるのではないかとの考えが指摘された。

6 両講師のご講演後には、夏期研参加者との質疑応答も行われ、再生可能エネルギーの普及が進まない政治的な事情についてご説明いただいたり、再エネ特措法を骨抜きにする告示を法的に争う方法などについて、両講師の先生及び参加者との間で意見交換が行われるなどした。

7 最後に、和田重太夏期研実行委員長（大阪）より、再生可能エネルギーの普及拡大に否定的な者が主張する理由についての的確な反論を行っていく必要があること、また、経済産業省が決定したエネルギーミックスは再生可能エネルギーの上限を規定するもので、普及を阻害するだけでなく、原子力発電の維持・継続を目論むものであり、様々な視点から検討していくことが必要であるとのまとめがなされた。

8 再エネ特措法が施行されてまだ3年であるが、再生可能エネルギーの大幅な普及を阻む勢力の巻き返しは強く、再生可能エネルギーの普及を阻害する形での運用が強められている。このような動きや再生可能エネルギーの普及に対して法曹とし

てどのような役割が果たせるのか未知数であるが、再生可能エネルギーの普及を阻害しかねない告示に関する訴訟や、江口智子弁護士から指摘された再生可能エネルギーに関する新事業への関与など、いろいろな可能性があることを再認識できた。

また、法曹の取り組みをどのように外部に伝えていくのかなどまだまだ課題は多いが、来年度の近畿弁護士会連合会人権擁護大会でも理事会の承認が得られれば、再生可能エネルギーに関する分科会が開催される予定である。それまで引き続き検討をしていきたい。

9 今回の夏期研にあたっては、準備実行委員会では現地調査において現地で貴重なご意見を聞くことができ、また、高橋洋教授からレクチャーを受け、統計や文献などの豊富な資料を報告書に活用させていただくことができた。

当日も高橋洋教授と江口智子弁護士にご講演いただくと共に、40名もの参加者と一緒に短い時間の研修会ではあったが有意義な議論ができ、改めて講師の先生、参加くださった方に感謝の意を表したい。